

第6章 医療

1 病院・クリニック

日本には病院、クリニックなどがあります。かぜや軽いけがをしたときは、クリニックに行きましょう。重い病気やけがのときは病院に行きましょう。

通訳がいる病院やクリニックもあるので、住んでいる町の役所や国際交流協会に相談してみてください。



日本政府観光局のウェブサイトでは外国語で病院をさがすことができます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



厚生労働省のウェブサイトでも病院の情報を調べることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyousuido/index.html



どんな病院ですか？

内科 かぜや、内臓の病気を治します。

外科 けがを治したり、手術をしたりします。

小児科 赤ちゃんや子どもの病気を治します。

整形外科 ほね、関節、筋肉などを治します。

眼科 めの病気を治したり、検査をしたりします。

歯科 は、歯を治します。

産婦人科 女性だけの病気を治したり、赤ちゃんを産んだりします。



2 医療保険

けがや病気で病院に行ったときのために、みんなでお金を出します。病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。残りのお金は保険から出ます。

医療保険には3つの種類があり、どれか1つに入ります。



2-1 健康保険

だれが入りますか？

- 1 週間に20時間以上働いて、毎月の給料が8.8万円以上などの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。健康保険に入ることができるかどうかは、会社に確認してください。
- 健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に確認してください。

どうやって入りますか？

- 会社などで申し込みます。
- 毎月払う保険料は会社などが半分払います。

病院で払うお金はかかったお金のどのくらい？

- 小学校に入る前の6歳以下の子どもは20%
- 70歳より若い人は30%
- 70歳から74歳の人は20% (給料などの所得が多い人は30%)

2-2 国民健康保険

だれが入りますか？

- 会社などの健康保険に入っていない人
- 75歳より若い人
- 3か月より長く日本にいる外国人
- 「特定活動」の医療滞在のための在留資格など特別な資格を持っている人は入れません。

どうやって入りますか？

- 自分が住んでいる町の役所で申し込みます。
- 引越したり、仕事を始めたら、役所に連絡します。
- 毎月払う保険料は家族の数や所得などで違います。
- 特別な理由があって保険料を安くしてほしいときは、役所に相談してください。

病院で払うお金はかかったお金のどのくらい？

- 小学校に入る前の6歳以下の子どもは20%
- 70歳より若い人は30%
- 70歳から74歳の方は20%

2-3 後期高齢者医療制度

だれが入りますか？

- 75歳以上の人
- 3か月より長く日本にいる外国人（特別な在留資格を持っている外国人は入れません）

どうやって入りますか？

- ・ 自分が住んでいる町の役所で申し込みます（申し込む必要がない役所もあります）。
- ・ 前に入っていた健康保険はやめます。
- ・ 保険料は所得などで違います。

病院で払うお金はかかったお金のどのくらい？

- ・ 10%
- ・ 給料などの所得が多い人は 30%

2-4 そのほかにももらえるお金

ほかにはどんなときに保険からお金が出ますか？

- ・ 手術をしたり、入院したりして、1か月に病院に払ったお金が高くなったとき、「高額療養費」をもらうことができます。いくら払ったらもらえるかは、所得や年齢で違います。
- ・ 病院に保険証を持って行くのを忘れたときや、外国で病院に行ったときは、自分で全部お金を払います。あとで保険から「療養費」をもらうことができます。
- ・ 医者に言われてマッサージに行ったときや、けがを治すために必要な物を買ったときなどにも「療養費」をもらうことができます。

3 薬

薬は薬局やドラッグストアで買うことができます。

薬局やドラッグストアには薬剤師などがいるので、薬についてわからないことがあれば、質問することができます。

